

自転車乗るならヘルメット!!

令和5年4月1日から道路交通法の改正により全ての自転車利用者に対して、ヘルメットの着用が努力義務になります。

また昨年の令和4年4月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が「義務」となりました。(県自転車条例)

大切な命を守る、頭部を守る「ヘルメット」を着用しましょう



自転車ヘルメットは、軽量でデザインも様々あります。

安全基準を満たしているものには、「SGマーク」が付いています。

自分に合ったサイズのヘルメットを選び、正しく着用しましょう。



こんな運転は違反です

自転車は車の仲間です。



並進



しゃ断踏切立入り



傘さし運転



携帯電話の使用

他にも飲酒運転、2人乗り、無灯火、一時不停止、ヘッドホンなどが違反になります。

自転車安全利用五則が改訂されました。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメット着用



自転車も車両です!!

いわき南警察署管内から悲惨な自転車事故を無くしましょう!

メール登録者
募集中!

- なりすまし詐欺情報
- 不審者情報
- 犯罪発生情報
- 交通安全情報
- etc...

POLICEメールふくしま

いわき南警察署 電話0246-63-2141

登録方法はQRコードから
空メールを送信するだけ!



または
pmf01@uh28.asp.cuenote.jp
へ空メールを送信してください。

身近に起きている情報をお届け
するメール配信システムを開始
しました。

